

◇◇教職員必携◇◇



令和 8 年度

富良野市立富良野東中学校

危機管理マニュアル

(令和 8 年 4 月 2 日版)

【所在地】

〒076-0056

富良野市瑞穂町1番30号

TEL 0167-22-2770

目次

第1部 はじめに

- 1 学校における危機管理
- 2 事故報告
- 3 危機管理対応の原則
- 4 危機管理の基本手順
- 5 日常の取組
- 6 校内における事故防止のために
- 7 いじめ早期発見・事案対処マニュアル

第2部 危機発生時の対応

- ① 登下校中の交通事故
- ② 登下校中の突発的な自然災害への対応
- ③ 授業中（保健体育）の事故
- ④ 授業中（感覚過敏ある生徒）の事故
- ⑤ 授業中（実験中）の事故
- ⑥ 学校行事中の事故
- ⑦ 熱中症
- ⑧ 暴力行為
- ⑨ 部活動中の事故
- ⑩－1 自殺（予告）
- ⑩－2 自殺（発生時）
- ⑪ 家出
- ⑫ インターネット上の誹謗中傷
- ⑬ SNSや出会い系サイト等による性被害
- ⑭ 万引き
- ⑮ 校内での盗難
- ⑯ 生徒の心の健康問題
- ⑰ 児童虐待
- ⑱ 性的な画像が発見された場合の対応
- ⑲ 市街地にヒグマが出没
- ⑳ 生徒への性暴力

第3部 管理上の事故

- ① 不審者の侵入
- ② 外部の者による物品の盗難
- ③ 外部の者による物品の器物破損
- ④ 感染症の発生
- ⑤ 学校給食による食中毒
- ⑥ 学校給食への異物混入
- ⑦ 窒息時の対応
- ⑧ 食物アレルギー
- ⑨ 飲料水の事故
- ⑩ 地震
- ⑪ 台風、暴風雪（雪害）
- ⑫ 落雷
- ⑬ 火災
- ⑭ シックハウス症候群
- ⑮ 施設・設備の老朽化・整備不良等による事故
- ⑯ 犯罪の予告
- ⑰ 施設・設備の爆破（爆破予告）
- ⑱ 弾道ミサイルが発射された際の対応
- ⑲－1 生徒の個人情報の保護
- ⑲－2 個人情報の漏洩
- ⑳ 修学旅行中の交通傷害
- ㉑ 入学者選抜への遅刻
（学力検査場へ向かう交通機関の事故による遅刻）
- ㉒ 報道機関への対応
- ㉓ 長期休業中等の自然災害の対応

第1部 はじめに

1 学校における危機管理

事故の未然防止や速やかな解決に向け、対応の仕方について事前に考えておく。

1 危機管理の目的

- (1) 生徒及び教職員の安全を確保すること。
- (2) 学校と生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと。
- (3) 組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること。

2 危機管理のプロセス

- (1) 危機の予知・予測
- (2) 危機管理体制の確立に向けた取組
- (3) 危機発生時の対応
- (4) 事後の危機管理（心のケア）

生徒は、危機に直面する恐怖や喪失体験などに心に傷を受け、心身の健康問題が現れる。ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」などに移行する場合もあるため、危機発生後直後から生徒や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切である。

- (5) 対応の事後評価と再発防止に向けた取組
- (6) 信頼回復に向けた取組

2 事故報告

1 生徒の事故報告

事故の速報

《事故の速報》

事故速報受理票に基づき、事故発生後速やかに教育委員会に報告する

- (1) 非行事故報告
 - ① 犯罪、不良行為等
 - ② 出席停止（学校教育法第35条）
 - ③ その他必要と認める場合
- (2) 交通事故報告
 - ① 死亡
 - ② 全治1週間以上の負傷及び後遺症のおそれのある場合
 - ③ その他必要と認める場合
- (3) 一般事故報告
 - ① 病気以外の脳因による死亡
 - ② 全治3週間以上の致傷及び後遺症のおそれがある場合
 - ③ その他必要と認める場合
- (4) 事故報告後の状況報告
 - ① 長期にわたる加療を要する事故の場合
 - ② 非行事故等に関わる指導が長期にわたる場合及びある期間後に状況が変化した場合
 - ③ 事故後に他の事故との併合が判明した場合

2 教職員の事故報告

《事故の速報》

事故報告に基づき、事故発生後速やかに教育委員会に報告する

3 施設関係の事故報告

《事故の速報》

速報及び報告かつ速やかに教育委員会に報告する

3 危機管理対応の原則

《対応の原則》

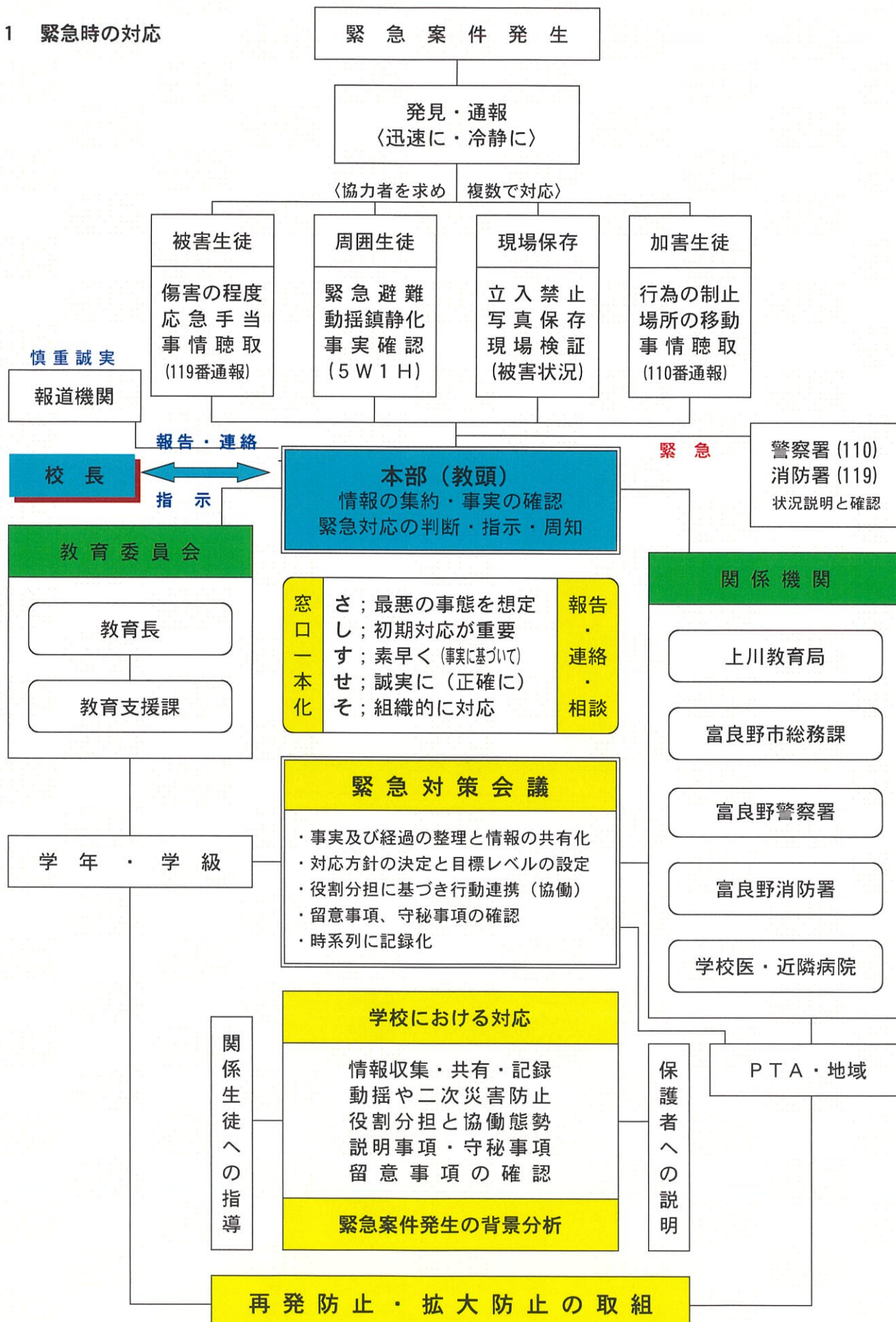
- ◎「人命尊重」「人権尊重」を第一とする。
- ◎被害を最小限度にするように冷静な判断で迅速に対応する。
- ◎正常な学校運営に復帰させ、生徒、保護者、地域社会の信頼を確保する。
- ◎再び同じ事故が起こらないように再発防止手段を講じる。
- ◎誠意ある対応を講じる。

《具体的対応則》

- 事実の把握
「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように（5W1H）を把握し、協力者を求め速やかに対応する。
- 緊急対応体制づくり
臨時職員会議、対策・組織会議の設置など校内体制を確立する。
- 保護者への連絡
事故後速やかに連絡、報告する。学校管理下の事故については、法的な問題は後にして陳謝する。
- 関係機関への報告、遺漏のない情報伝達
教育委員会に対しては、重大性や波及性、緊急性の視点から速やかに報告し、必要な指導・助言を受ける。
- 報道機関への対応
窓口を一本化し、管理職が誠意ある対応をする。
- PTA役員、生徒、保護者への対応
正確で必要な情報を伝え、憶測が流れないように配慮する。
- 記録化
可能な限り事故発生の経過・処置・対応等を時系列で詳細に記録する。
- 危機の終結
危機が終結したことを内外に向けて明確に示す。危機に至った原因の解明と改善策の検討を行う。安全点検、安全指導を見直し、事故防止の徹底を図る。
- いじめの対応
「富良野東中学校いじめ防止基本方針」に沿って対応する。

4 危機管理の基本手順（対応マニュアル）

1 緊急時の対応



2 役割分担

担当者	不在時	役割内容
校 長	教 頭	最終判断
教 頭	校 長	指示・状況把握・関係者招集・関係機関への報告・外部対応
主 幹 教 諭	教 頭	生徒指導の対応策検討・具申
教 務 主 任	生徒指導	生徒指導の対応策検討・具申
生徒指導主事	教 頭	生徒指導の対応策検討・具申
学 級 担 任	副 担 任	生徒への指示・家庭への連絡
副 担 任 学 年 主 任	担 任	学年間の連絡・調整
養 護 教 諭	教 頭	病院への連絡・救急車の手配等
事 務 職 員 業 務 員	教 頭	施設にかかわる応急処置と対応策検討

3 緊急事態の発生時における関係機関連絡先

(1) 警察・消防

関 係 機 関 名	電話番号
富 良 野 警 察 署	2 2 - 0 1 1 0
富 良 野 消 防 署	2 3 - 5 1 1 9

(2) 病院

関 係 機 関 名	電話番号
富良野消化器内科クリニック	5 6 - 7 0 5 8
く り の 歯 科 ク リ ニ ッ ク	2 3 - 6 6 0 0
はやし耳鼻咽喉科クリニック	3 2 - 2 1 1 0

(3) 教育委員会

内 容	担 当	電話番号
事 故 全 般	教育支援課	3 9 - 2 3 2 0

5 日常の取組

1 日常生活の基本的取組

- (1) 日常の学校生活における教師と生徒のふれあいを通して、表面に見えることだけでなく、「小さな変化」「心の健康」「背後にある本当の姿」を察知し、「プロとしての目」をもち、指導や支援を行う。
- (2) 生徒の動向は朝の段階で確実に把握し、教頭に報告する。
- (3) 学級担任は学級の生徒の実態や状況を常に把握する。教科担任は教科指導の中で生徒の実態や状況を把握し、指導や支援事項の報告などを学級担任や学年部に確実に行う。
- (4) 生徒に関する情報は、個人や学年内のものとして処理せず、必ず生徒指導部・管理職・全体に報告する。
- (5) 事後報告だけでなく、事後処理の経過や結果についても全体に報告し、今後の指導に活かす。必要に応じ、問題事例を教材化し、その指導に深みをもたせる。

※問題行動が発生した場合、その種類、事態の程度、状況に応じ、速やかに対応するとともに、校内の態勢を整え、全教職員が一致協力して対応にあたる。

2 日常生活でよりよい人間関係の醸成

- (1) 日常の学習を通して、生徒のよさや可能性を認め、共感的な態度で接する。
- (2) 日常生活の中で「教育相談」を重視し、心のふれあいを大切にしたい思いやりに満ちた人間関係づくりに努める。
- (3) 共感的理解とともに毅然たる態度で生徒に接し、善悪についてしっかりと心に響く指導を全教職員で行うように努める。
- (4) 学級（学年）・全校が一貫した体制で生徒の指導にあたる。
- (5) 職員会議の際、生徒理解のための交流の時間を確保し、全教職員の意思疎通を図る。
- (6) 学習活動、朝や帰りの会、当番活動等のあらゆる教育活動の中で、生徒との対話を重視し生徒の変化等に敏感に対応できる眼と心を養う。
- (7) 生きることの基本は「生命の尊重」にあることを、あらゆる場面を通して生徒に伝える。
- (8) 家庭・地域や関係機関との連携を密にして、「開かれた生徒指導」を推進する。

6 校内における事故防止のために

1 授業出席の確認

- (1) 職員室のホワイトボード、教室内の黒板に欠席者名、遅刻早退者名を書く。
- (2) 授業者は不在生徒を確認する。
- (3) 不明の生徒がいる場合は、職員室の空き時間の教師に知らせ、校内外を探してもらい、授業者は授業に戻る。
- (4) 授業放棄等が明らかになった場合、学級担任は速やかに家庭または保護者職場に連絡を取り、事実を知らせる。連絡がとれなかった場合は、必ず、放課後(夜)に事実を知らせる。
- (5) 基本的に学習用具を忘れた生徒は、家庭に取りに帰さない。

2 校内巡回

- (1) フロアを毎日、巡回する。
- (2) 巡回時間帯：各10分休み・給食準備中・昼休み・放課後
- (3) 巡回場所：各階トイレ付近、教室前、廊下、体育館、玄関、図書館
～確認事項～
 - ・各自責任をもって実行する。
 - ・都合の悪い時間帯は、必ず他教師と確認しておく。
 - ・不穏な動きのある場合は他の協力を要請する。
 - ・トイレのたむろ、いたずら・落書きの早期発見と防止に努める。
 - ・消火器、スイッチ等の安全確認、いたずらの早期発見と防止に努める。

3 各教室の施錠（特に1階の窓・非常口・トイレ）については、退勤時、必ず責任者が、更に部活動終了時に確認をして、外部からの侵入を防ぐ。

4 万一事故が発生した場合には

- (1) 学習時の事故は隣接学級へ応援を要請する。
- (2) 速やかに職員室に知らせ、一斉に行動する。
- (3) 指導は指導部・学年中心に空き時間の教師がする。
- (4) 学級担任、当該教師、学年部で協議し、生徒指導部長に知らせる。
- (5) 職員打合せで、当該学年から事故報告をする。
- (6) 発生した事案に詳しく記録して生徒指導部長に報告するとともに、当該学年のフォルダへ保管する。

5 小さな事件・事故も全体に知らせ、お互いが助け合う。

6 他校生来校時は職員室に知らせ、全教職員で対応する。

7 本校生徒の指導はすぐその場で行う。

8 不登校生徒の記録、いじめなど諸問題を抱える生徒の記録は時系列で正確に作成する。

9 さすまたを職員室に配備する。

10 日ごろから情報収集を心がける。

7 いじめ早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

〈いじめの把握〉

○いじめを受けた生徒や保護者

○学級担任

○生徒アンケート調査や教育相談

○学校以外の関係機関や地域住民

○周囲の生徒や保護者

○養護教諭等学級担任以外の教職員

○スクールカウンセラー（SC）

○その他

〈いじめの報告〉

○把握者→（学級担任等）→生徒指導部長・主幹教諭→教頭→校長

「いじめ対策組織」の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

□事実関係の把握

□いじめ認知の判断

□指導方針や指導方法の決定

□対応チーム編成及び役割分担

□全教職員による共通理解

□SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

○いじめを受けた生徒及び保護者への支援

○いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言

○周囲の生徒への指導

○スクールカウンセラーの派遣要請

○関係機関への相談（教育委員会、保健福祉センター、警察等）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さを気付かせる。
校	□いじめの解消の要件に基づき、対策委員会で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないように支援する。	□自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	□当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

解消の要件については「学校いじめ防止基本方針」参照

【再発防止に向けた取組】

○原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの外部の専門家等の活用

○学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○教育内容及び指導方法の改善・充実

- 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実
- 道徳の時間の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- わかる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導、授業改善の取組

○家庭、地域との連携強化

- 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成